

第2回 東京都建築安全マネジメント推進協議会 議事概要

1. 日時

令和8（2026）年1月19日（月曜日）10時00分～12時00分

2. 場所

東京都庁第二本庁舎 31階 特別会議室 27

3. 議事

（1）東京都からの説明

- ① 第一回協議会議事録について
- ② 第1回協議会における各委員からのご意見及び対応について
- ③ 東京都建築安全マネジメント計画の改定素案について

（2）各団体からの報告

- ① 「建築士の担い手不足の現状」と「建築士事務所協会の若手人材確保のための取り組み」（一般社団法人 東京都建築士事務所協会）
- ② 建設産業界における人員の確保と育成について（一般社団法人 日本建設業連合会）

（3）意見交換

【第1回協議会における各委員からのご意見及び対応について】

～第1回協議会 各委員からの意見と対応について読み上げ～

以上のほかにも、読みやすい文章への修正、章構成を一部修正することを検討している。修正に関しては、本協議会終了後、速やかに修正内容を周知する。

○ 章構成の変更を行うとのことだが、もう少し詳しく聞きたい。

→先に述べた修正により、内容が大きく変更することはない。

「建築安全マネジメント計画」は、元は「建築行政マネジメント計画」であった。現時点での計画案は「建築行政」に直接関わりが薄いものも混在して記載しているため、それをわかりやすく分けたほうが良いという声の一部あったので、その点を整理する検討を進めている。修正があるとすれば、章の一部の位置を変更するといった修正が考えられる。

○ （第一回委員意見 No.3について）違反是正件数について論理的に整合性が取れたと考える。一方で、どの程度の期間がかかって是正されるのか、是正されているものがあるのではないか、というのが質問者の趣旨だと考えるので、もう少し踏み込んだ内容とした方が良いのではないか。

→違反の是正に複数年かかるものもある。そういった建築物に対しては、継続した指導を実施しているという趣旨でそのような回答とした。

【東京都建築安全マネジメント計画改定素案概要及び改定素案について】

- 応急危険度判定について、個人的には20年ほど前から応急危険度判定員をやっている。当時は新潟中越地震があり、会社として応急危険度判定員の体制を整えようということがあり、職員が登録を行った。最近、区の参集訓練や講習会に参加したが、若手が少ない印象を受けた。区役所にお邪魔した際に、若手にも参加させたい旨を話したところ、建築士会に連絡してほしいと言われた。若手を応急危険度判定員にしないと、今後年配の方が活動できなくなっていった際の担い手がいなくなってしまう。周知活動などが必要ではないか。

→応急危険度判定員については資料4のP37に記載。今後の取組として、資格要件の緩和や応急危険度判定員の養成や宿泊施設の確保、デジタル化の検討など合理化を検討している。いただいた意見である「若手の応急危険度判定員の確保」についても担当部署に意見を伝える。

- 安全マネジメント計画に入れてほしいわけではないが、各区の窓口に応急危険度判定の案内を置いてほしい。建築士の資格を持つ者が応急危険度判定員になれるので、企業又は設計事務所以外でも案内や勧誘ができれば、より広がっていくのではないかと考えている。

- 溶け込みP15の屋外階段について。当時は一般の方が突然事故に巻き込まれたということもあり、東京都も頑張っていた印象である。ただし、現在回収が必要に見える階段について、改修がされていないものが散見される。現場は苦勞されていると想像するが、引き続き対応をお願いしたい。

→八王子の屋外階段の件について、まだ経過観察中のものがあり改修未着手のものがある。今後も改修に着手できるよう経過観察していく。

- 溶け込みP37の震災対応について。直近の大規模災害で言うと能登の地震であるが、広域応援を活用し、比較的短期間で必要な部分を終わらせるという運用ができたようである。東京都も首都直下型地震がいつ起こるかと話されている中で、受援側になった際の応援の受け入れ方についても、都として検討したほうが良い。

→受援側のマニュアルについて担当に伝える。

- 溶け込みP38のDX関連について。令和7年4月以降の改正（建築基準法）の対応について、前回の資料を拝見したところ、その時点は比較的スムーズに審査対応できているということであった。秋以降、完了検査に回るものについて、スムーズに運用されていたのかが気になる。関連で、今回検査対象が広がったということがあったが、今回の計画には遠隔検査に関する記載がない。リモート技術の活用は効率性を高めるうえでも実効

性を高めるうえでも必要と思うので検討して欲しい。また所有者側としては定期報告を行わなければいけないが、分野ではデジタル分野は遅れている。オンライン化を進めるとあるが、これからという部分も多いのではないかと進めていただきたい。

→リモート技術については今後、徐々に進展していくと考えられる。本計画は5年ごとの改訂となるので、リモートに関する記載について今後検討する。

- 溶け込みP20 新規の記載について、誰に対して、誰が何を使用としているのか分からない。P49も同様である。左上、告示にないからではなく、建物全体の性能で検証されているからということではないか。告示で検証法について規定されているケースもあるので、分かりやすい表現に変えていただきたい。

→P20について文言の修正を行う。P49について担当部署に共有する。

- 東京都は行政の中で実力があり、取り組み内容も豊富である。周りの自治体を引っ張っていく存在でもある。DXでいうと横の展開が必要であると考え。東京都の影響の大きさを理解して、全国的に同じものが広がっていくようにしてほしい。民間業者は全国的に展開していたりもするので、経済的な仕組みにつながる。

- 先々の話として、既存の建物に関する耐震の情報、アスベストの情報を民間に求めているが、東京都や公共の建物はどうか。特定天井の対策は全て済んでいるのか。災害時の防災拠点になるため、一定程度災害対応として必要と思う。これらの情報についても安全性や改修工事に影響する情報であるため、整えておかないと長期の計画や防災計画が大変になってしまう。

→耐震改修について、資料4 P3左下にあるように、耐震改修促進法に基づく建築物の耐震化など、地震に対する安全対策については、「東京都耐震改修促進計画」に盛り込んでいたため、本計画からは除外させていただいている。公共建築物について、事前にご意見いただいていたこともあり、既に財務局には意見展開を行っている。

- DX化について。東京都は先行して行っているが、P42の記載は過去にやった事ばかりで計画がない印象を受ける。令和7年度のところに、全国的に見て先駆けているということに記載しても良いのでは。BIM対応などについても、恐らく先行して都が実施すると思うので、決まっていないから書けないということではあると思うが、ほのめかしてもよいと思う。

→今後のDXについて追記したい。

- 連携という点で、P27に環境部局R4から建築物の解体等工事の際にはアスベストの有無を調査し報告するということが義務付けられているとあるが、解体だけでなく改修

も含んでいる。皆様（解体・改修工事関係者）が真面目にやっていたら（届出を漏れなく提出していたら）、100万円以上の改修については全て届出なので、ほぼ全ての件数データが環境部局に入るはずである。アスベストのための情報ではあるが、大事な基礎情報であると思うので、都の中で連携が取れると良い。届ける側からすると同じ都に届けているという認識であるため、それを都の中でも横につなげられると良いと思うので、ご検討いただきたい。

→アスベストに関する環境局との情報共有について、今後担当部署に展開する。（事務局）

- 建築安全マネジメントが5年ごとの計画となっていることもあり、違法貸ルームや違法設置のEVなどがある。建築基準法に違反しているが、実際にあるものについて、どのように考えているか尋ねたい。

→資料4 P14 違反建築物対策として取り組んでおり、パトロール等も実施している。P30 EVに関しても立ち入り検査などを行い、無くす取り組みを今後行っていく。

- 各団体からの報告を受けまして、若い方に対し、建築関係分野の魅力を日ごろから情報提供できないか。分野ごとの力で情報提供して若い触発して欲しい。建築分野は社会のインフラであり、大事な分野である。また様々な分野に女性が参画しようとしている。女性特有なものへの配慮も伝わっていない部分がある。ご苦労されている部分もあると思うが、きっかけを作っていただけるとありがたい。

建築物の安全性を高めるためにも、建築安全の分野の魅力を発信し、教育分野への協力も賜りたい。外国人に対しても日本語教育をすることも、建築安全につながると考えている。

→担い手不足に関しては、資料4 P55（2）建築行政に必要な執行体制の構築・強化にあるように研修などを通じて職員の技術力の維持・向上を図ることや、官民連携による人材確保を行っていく。

- 違反建築の是正に関して、累積という表現を見た際、一般には溜まっているのでは？という不安を与えかねない。もう少し踏み込んで、もう一言何かないか。

→所管に共有も行うが、この数値については公表しているものであり、是正には複数年かかるという実態があり、なかなか難しいところと思う。

- 先ほど建築士事務所協会からの建築業界の課題等についてお話の中で、育児休暇をめぐる座談会では、育児休暇中の家事に携わったりすることで、その経験が建築設計にも生きてくるというお話もあった。育児休暇の休暇という表現について、生業としてはお休みではあるが、暇という状態ではない。建設産業に関わる皆様に気にかけていただきたいのが、是非、休暇ではなく、休業という表現を使用されることに協力いただけると幸いです。

る。

○都はどのような表現をしているのか。

→都も知事から同じような話があり、育児休業という表現にしている。

- ・事務局より2月中旬以降からパブリックコメントを実施し、本協議会の意見とパブリックコメントの意見を盛り込んだ計画案を作成する旨を周知した。
- ・パブリックコメントの意見を基に修正した計画案は、中埜委員長に確認の上、第3回推進協議会（書面開催）にて委員へ周知する。

以上